

佐賀県教育委員会告示第五号

佐賀県重要無形文化財名尾手漉和紙の保持者寺崎正利（昭和五十七年佐賀県教育委員会告示第一号）は、平成二十二年一月二十四日死亡したため、佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第二十条第六項の規定により当該保持者の認定は解除された。

平成二十三年十一月二十五日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

記号番号	種別	名称	保持者	住所	解除年月日
無第一号	佐賀県重要無形文化財（工芸技術）	名尾手漉和紙	寺崎正利	佐賀市大和町大字名尾四七五二番地	平成二十二年一月二十四日